

令和3年2月24日

公示第617号

電通健康保険組合
理事長 柴田 淳

健康保険法第3条第10項の規定により、令和3年4月1日より、令和4年3月31日までの間、任意継続被保険者に適用する標準報酬月額、保険料月額、介護保険料を下記のとおりとする。

記

標準報酬月額	680,000円
--------	----------

保険料月額	56,780円
-------	---------

介護保険料	11,560円
-------	---------

以上

2月24日から
掲示期間
3月02日まで